質問事項		回答
1	社会人学生(社会人経験があった者を含む)や年齢の制限はあるのでしょうか?	本プログラムにおいては、質問のような制限は設けていません。 ただし、年間240万円を超える給与及び役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる者については、申請することができません。
2	社会人学生が、所属企業等から十分な生活活費相当額(240万円/年)を受給可能な制度があるにもかかわらず、受給していない場合は、申請できるのでしょうか?	本プログラムでは、研究奨励費(生活費相当額)を 支給することで学生が研究に専念できる環境を整備 することを目的としているため、これを所属企業等 から受給可能な制度がある場合は、申請することは できません。
3	他大学の修士課程からの 2021 年 10 月入学者も、申請することは可能で しょうか?	申請可能です。 また、支援期間は最大3年間(4年制の場合は4年間)となりますので、留意してください。
4	留学生も申請可能でしょうか?	国籍要件は、設けていませんので、申請可能です。 ただし、国費外国人留学生制度による支援を受ける外国人留学生や母国政府からの奨学金等の支援を 受けている外国人留学生等は、重複受給等を避ける 観点から、本事業の対象となりません。 また、本プログラムの目的である「我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な志のある博士後期課程学生の支援を強化する」を踏まえ、支援対象学生は修了後も、我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接携わる意思、能力を有することが必要で、プログラム修了後10年以上キャリアに関する追跡調査に協力できることが求められます。

5	博士課程3年次(医学系研究科の場合,4年次)の場合,在学期間は,残り数か月だけですが、申請することはできるのでしょうか?	博士(後期)課程3年次(医学系研究科の場合,4 年次)は、対象外となります。(新年度は,4月新入学者が対象となります。)
6	財団法人等が実施する奨学金を受給 している場合,又は,民間企業等で 年間200万円以下の収入がある場合 は,申請できるのでしょうか?	財団法人等の奨学金受給者は、財団法人等が奨学金と本学が支給する研究奨励費(生活費相当額)の併給を認めているかどうかを確認してください。また、財団法人等が併給を認めていない場合は、併給することはできません。また、収入基準額は年間240万円となりますので、収入が年間240万円未満であれば、申請可能です。
7	収入に関する証明書等の提出が必要でしょうか?	年度末に前年度の源泉徴収票又は課税証明書等、収入がわかるものを提出していただく予定です。ただし、例えば、プログラム生となった後に、社会人学生となり、年間240万円を超える収入を得ることとなった場合は、プログラム生としての資格を喪失することになりますので、速やかに事務局に申し出るようにしてください。なお、研究活動に関する研究不正、研究費不正、虚偽の申請及び研究奨励費(生活費相当額)及び研究費の不正受給が発覚したときは、採用を取り消すとともに、既に支給した研究奨励費等の全部又は一部の返還を求めます。返還についてはJSTの事業交付要綱第23条に基づき処理します。https://www.jst.go.jp/jisedai/dl/applicationoutline.pdf
8	資金適正執行教育を受講したい場合 はどうすればよいでしょうか?	資金適正執行教育は、群馬大学全学認証アカウントを持っていれば下記 URL から受講できます。 「講習会 Moodle」 https://lect.media.gunma-u.ac.jp/my/ →「サイトホーム」→当該年度のコースにある資金適正執行教育」 資金適正執行教育に関する問い合わせ先:財務課総務・監査係 027-220-7044

9	研究倫理教育を受講したい場合はどうすればよいでしょうか?	研究倫理教育は、群馬大学全学認証アカウントを持っていれば下記 URL から受講できます。 「研究倫理教育 (APRIN e-learning プログラム)」 https://edu.aprin.or.jp/ ・ユーザ名 … GUNMA + 学籍番号 ・パスワード … Gunmadai1* ・受講コース … 群馬大学教職員必修コース 研究倫理教育に関する問い合わせ先:研究推進課総 括係 027-220-7512
10	独立行政法人日本学術振興会の特別研究員(DC)として採用となった場合はどうなりますか?	プログラム生としての資格を喪失することになります。
11	プログラム生に採用となった場合, TA・RA は継続していいのでしょうか?	継続しても問題ありません。 ただし、TA・RAの収入と、他の給与収入の合算が、年間240万円を超える収入となった場合は、プログラム生としての資格を喪失することになりますので、速やかに事務局に申し出るようにしてください。
12	日本学生支援機構 (JASSO) から奨学 金を受けていますが、応募できます か?	日本学生支援機構(JASSO)の奨学金と性質が異なることから、貸与型・給付型のいずれであっても、併給は基本的には可能です。 なお、上記とは別に、JASSOにおいて奨学金の併給を不可としている可能性がありますので、必ず JASSOにも確認を取っていただくようお願いします。

13	プログラム生に採用となった後に、アルバイトを行うことは可能でしょうか?	研究活動やキャリア開発・育成コンテンツへの取組に支障がないのであれば、問題ありません。 ただし、年間240万円を超える収入を得ることとなった場合は、プログラム生としての資格を喪失することになりますので、速やかに事務局に申し出るようにしてください。
14	授業料支援が目的の助成金(授業料 免除,基金等による授業料支援のた めの奨学金)を受給することは可能 でしょうか?	のであり、授業料に対する援助を行うものでないこ
15	休学した場合でもプログラム生として経済支援を継続して受けることができますか?	休学する場合,原則として休学期間中の支援を中止します。 休学の理由,期間等によっては,JSTとの協議が必要となることもありますので,事前にご相談ください。 なお,留年した場合,支援期間は最大3年間(4年制の場合は4年間)となりますので,留意してください。出産・育児等のライフイベントによる場合には,個別にご相談ください。
16	プログラム生として採用された後に退学することとなった場合、研究奨励費(生活費相当額)及び研究費を返還する必要がありますか?	原則として返還は不要です。 ただし、研究活動に関する研究不正、研究費不正、 虚偽の申請及び研究奨励費(生活費相当額)及び研究 費の不正受給が発覚したことにより停学や退学処分 となるような場合には、既に支給した研究奨励費等 の全部又は一部の返還を求めます。返還については JSTの事業交付要綱第23条に基づき処理します。 https://www.jst.go.jp/jisedai/dl/application- outline.pdf

17	プログラム生として採用された後に 懲戒処分されることになった場合, 研究奨励費(生活費相当額)及び研 究費を返還する必要がありますか?	原則として返還は不要です。 ただし、研究活動に関する研究不正、研究費不正、 虚偽の申請及び研究奨励費(生活費相当額)及び研究 費の不正受給が発覚したことにより停学や退学処分 となるような場合には、既に支給した研究奨励費等 の全部又は一部の返還を求めます。返還については JST の事業交付要綱第23条に基づき処理します。 https://www.jst.go.jp/jisedai/dl/application- outline.pdf
18	一度、プログラム生として採用されたら、標準修業年限の期間中は研究 奨励費(生活費相当額)及び研究費 が支援されるという理解でいいでしょうか?	プログラム生として適切に研究活動等を進めているか、大学として毎年度、継続審査を実施し、確認する予定です。 この継続審査において、研究活動等の状況が著しく不振であるなどの理由により支援を継続すべきではないと判断された場合は、途中で支援が打ち切られる可能性があります。 年間240万円を超える収入を得ることとなった場合も、プログラム生としての資格を喪失することになります。 また、支援期間は最大3年間(4年制の場合は4年間)となりますので、留意してください。
19	研究奨励費(生活費相当額)はどのように支給されるのでしょうか?	大学から直接、プログラム生が指定する口座への 振込みにより支給します。大学から支給された後は、 使途について制限はなく、未使用分についても返還 の対象となりません。 原則、支給日は毎月20日を予定しています。
20	研究奨励費(生活費相当額) はどの ようなことに使用したか報告する必 要がありますか?	生活費相当費の使途についての報告は必要ありません。また、未使用分がある場合、返還の対象とはなりません。

	研究費はどのように支給されるので しょうか?	研究に必要な経費として認められた額を大学が管理する予算として経理しますので、本学の会計諸規
21		則に則って会計処理を行っていただくことになります。
	研究費で取得した物品(消耗品を含む)の所有権はどうなりますか?	研究費で取得したすべて物品の所有権が大学に帰属します。 また,換金性の高い消耗品や備品は,大学の管理台帳で管理します。
22		換金性の高い消耗品とは以下を指します。 (1) パソコン (2) ディスプレイ (3) タブレット型コンピュータ (4) デジタルカメラ
		(5) ビデオカメラ(6) テレビ(7) 録画機器など
	研究費で支払いできないものはあり ますか?	研究費で支払いできない例は以下のとおりです。 ・自己啓発のための書籍・備品
		・液体窒素, ガス類で他の研究と切り分け不可能なもの
		・生活関連備品(電子ジャーポット,掃除機等) ・本事業との関係性が不明瞭な出張旅費 ・必要性の不明瞭な書籍の購入
23		・内容が不明な学会参加費やシンポジウム参加費 ・支出日が不明、あるいは支払い先が不明瞭な支出 ・「敷金・保証金」等の経費 ・「学会年会費」、「資格取得に係る費用」等で実施機
		関や研究者等の権利となるもの ・本事業の目的及び趣旨に合致しないもの
		不明な点がありましたら、事前に学部の会計事務 担当者にご相談ください。

プログラム学生となった場合に生じる義務はありますか?

現時点で想定しているイベント等への協力を求めます。なお、事業実施上で有益であると認められる場合は、下記以外の協力を求める場合もあります。

(1) 博士後期課程学生交流会への参加

1 回あたりの規模は数十名程度, 1 泊 2 日程度, 各学生は参加期間で 1 回程度の参加を想定してい ます。

(2) 運営チームメンバー交流会への参加

各大学の支援メンバーは、自大学における取組を紹介し、グッドプラクティスの共有を図ります。また、大学横断的なネットワーク作りを図ります。

(3) 各大学におけるキャリア開発・育成コンテンツ の情報収集

各大学におけるキャリア開発・育成コンテンツに 関する先導的な取組について情報収集します。

収集した情報は JST のホームページ等で普及・ 展開し、各大学においてグッドプラクティス的に活 用いただくことを想定しています。

また,各大学は企業研究者や採用担当者等のレクチャー等をオンラインにより他大学の学生も視聴できるようにすることで学生と企業のマッチングの機会を広げる等,大学間の相互協力を図ります。

(4) 学生へのモニタリング調査

JSTでは、各博士後期課程学生支援プログラムの 実施状況等に関し、支援学生に対して直接フォロー アップを行うとともに、JSTの担当部署への支援学 生へのアクセスを担保し、直接、意見等を受け付け、 それらの結果を各博士後期課程学生支援プログラ ムの評価に直接活用します。そのため、連絡可能な メールアドレスをJSTに登録します。

(5) 育成効果の評価及び追跡調査

プログラム修了生については、その後のキャリアについて10年以上、追跡調査を行います。これらの育成効果の評価結果及び追跡調査の結果については、JSTに情報提供され、JSTにおいて、各大学における結果を取りまとめ、統計データとして発信する予定です。

24

25	プログラム生として,他にどのよう な注意が必要でしょうか?	科学技術振興機構公募「次世代研究者挑戦的研究 プログラム」令和3年度 公募要領及びFAQを併せ てご参照ください。 【参考URL】 https://www.jst.go.jp/jisedai/call/index.html
26	本プログラムでの研究実施に伴い発生する知的財産権の取扱いはどうなりますか?	原則として本学に帰属します。